

香川県食料自給率向上プラン

平成21年3月

香川県

目 次

I 香川県食料自給率向上プラン策定の背景と趣旨

1 策定の背景	
(1) 世界の食料事情	1
(2) わが国の食料供給力と食生活	1
(3) 香川県の農業・食料自給率と食生活	2
2 策定の趣旨	3
3 プランの性格と推進体制	3

II 香川県食料自給率向上プランの骨格

1 本県食料自給率の向上に向けた重点推進プログラムと施策の展開方向	4
2 目 標	7

III 基本的な施策の推進

1 食料自給率向上県民運動の展開	8
2 食育の推進	9
3 地産地消の推進	11
4 消費者ニーズに応じた農水産物の生産拡大	13
5 食品産業と連携した加工・業務用農水産物の生産拡大	15
6 食の安全・安心の確保	17
7 担い手の確保・育成	19
8 優良農地の確保及び農業用施設の保全管理	21

IV 参考資料

1 都道府県別の食料自給率の計算方法について	23
2 国における食料自給率の向上に向けた課題・対策	23
3 県政アンケート結果：食料自給率・地産地消に対する意識と今後の 施策の推進方向について（平成20年7月調査）	24
4 香川県の食生活の現状（県民健康・栄養調査、児童食生活等実態調査より）	26

I 香川県食料自給率向上プラン策定の背景と趣旨

1 策定の背景

(1) 世界の食料事情

世界の食料需給は、人口増加と中国・インドなどの人口大国の経済発展、バイオ燃料の拡大などにより農水産物への需要が増加する一方で、単位面積当たり収量の伸びの鈍化、地球温暖化の進行などによる異常気象の頻発、アジア・アフリカ等での砂漠化の進行、世界的な水資源の不足などの影響により農水産物の生産・供給が不安定化するなど、中長期的にはひっ迫するおそれが強まっています。

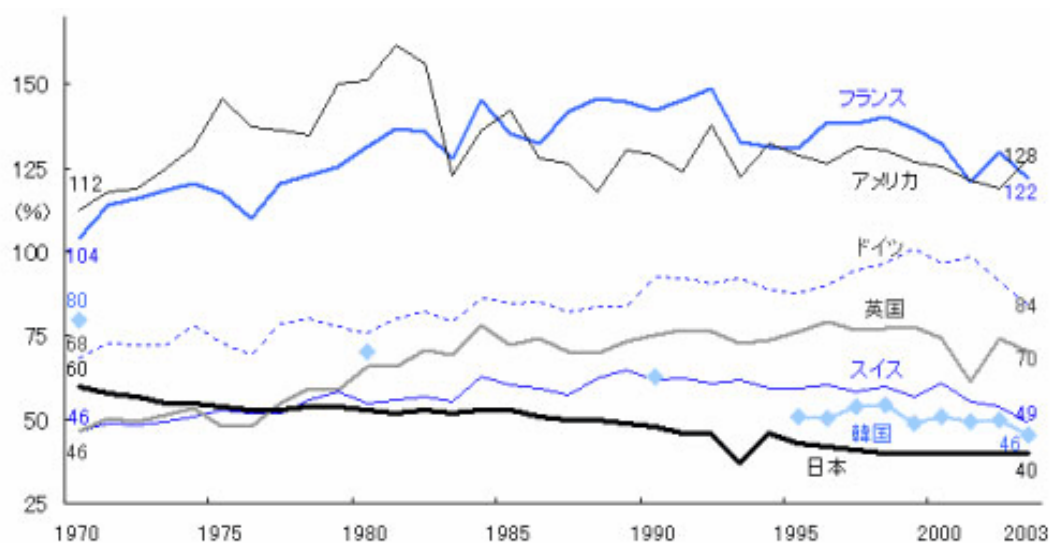
(2) わが国の食料供給力と食生活

① わが国の食料自給率（カロリーベース）は、平成に入って以来50%を割り込んでおり、平成19年度は40%と先進国の中では非常に低い水準となっています。

狭小な国土のもとで豊かな食生活を送るためには、海外の食料にある程度依存することには止むを得ない面もありますが、食料の安定供給を確保していくためには、国内生産の増大を基本として、これに輸入と備蓄とを適切に組み合わせることが必要です。

② 今日、わが国では、農業者の減少や高齢化の進展もあり、耕作放棄地や不作付地が拡大するなど、生産基盤である水田をはじめとする農業資源は十分に活用されていません。また、特定の少数の国から食料を輸入しているため、食料の確保が相手国の生産事情などに左右されやすい状況にあることを認識しておく必要があります。

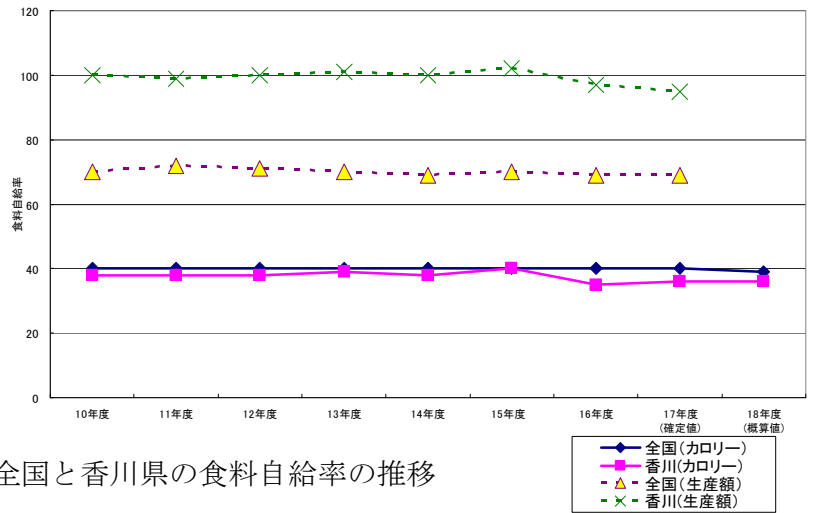
③ 豊かな食生活も行き過ぎると様々な問題を引き起こします。昭和55年（1980年）頃のわが国の食生活は、栄養バランスの点で理想的と評価されていましたが、その後、米の消費量が減る一方、畜産物や油脂の消費量が増えた結果、今日の食生活は肥満や生活習慣病につながりやすいものとなっています。また、朝食を取らない子供や若者がいるという食生活の乱れも見過ごせません。さらに、家庭で廃棄される食料も、1人当たり年間80キログラムを超える水準にあります。



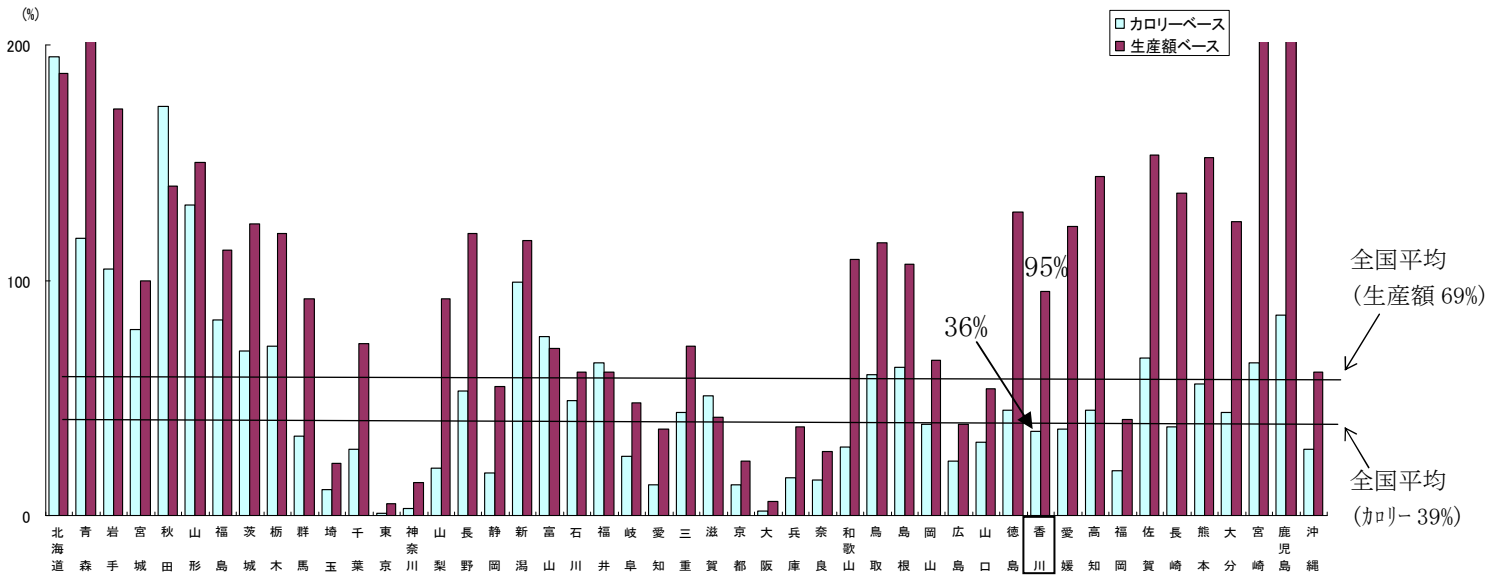
(図1) 主要先進国の食料自給率の推移

(3) 香川県の農業・食料自給率と食生活

① 本県の農家一戸当たりの耕地面積は0.7haと全国平均の約半分であり、経営規模は零細ですが、それを補うため、野菜や果樹を中心に、本県独自の品種や高度な技術を活用して、付加価値の高い農産物を生産しています。しかし、野菜や果樹は熱量が低く、また、畜産では海外の飼料に大きく依存していることなどもあって、食料自給率は、直近のデータではカロリーベースでは36%と国の平均を下回っています。一方、付加価値の高い農水産物を積極的に生産していることもあり、生産額ベースでは95%と、国の平均(69%)を大幅に上回っています。



(図2) 全国と香川県の食料自給率の推移



(図3) 各都道府県別の食料自給率

② 食生活の面は、平成16年の香川県健康・栄養調査によると、男性の約3割が肥満で、増加傾向が見られます。また、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)が強く疑われる者と予備群と考えられる者は、40~74歳で見ると、男性では10人に6人、女性では5人に1人となっています。

朝食の摂取状況は、20歳代の男女で朝食を欠食する割合が高く、また、平成19年度児童生徒の食生活等実態調査によると、朝食を食べないことがある小学生や中学生は、小学生で9.8%、中学生で16.8%いるなど、小学生期から朝食の欠食など食生活の偏りが見られます。

米の消費量が全国的に減少している中、本県の消費量も、平成17年度では1人当たり年間56.6kgと前年に比べ減少しています。また、野菜の摂取量は、全世代平均で218gと「健康日本21」(厚生労働省)が定めている目標の350gより少なく、全国平均(292g)と比較しても下回っています。(参考資料P26~27参照)

2 策定の趣旨

(1) 県では、平成17年度に策定した農業・農村基本計画及び水産業基本計画に沿って、独創性豊かで多彩な香川型農業の確立や、地域に根ざした活力ある香川型漁業の確立を目指し、魅力ある経営と多様な担い手づくりをはじめ、農地やため池などの生産基盤づくり、環境に配慮した質の高い農産物づくり、多様な流通・販売体制づくり、安全・安心に向けた信頼性づくり、優良な水産物の安定供給体制づくり、効率的な漁業経営の推進など農水産物の生産振興に積極的に取り組んできました。

また、消費面でも、学校給食での地場産物の活用や日本型食生活の普及など食育の推進に取り組むとともに、地産地消協力店のPRや食品加工産業と農水産業の連携強化を行うなど、県産農水産物の安定供給と需要拡大に取り組んできました。

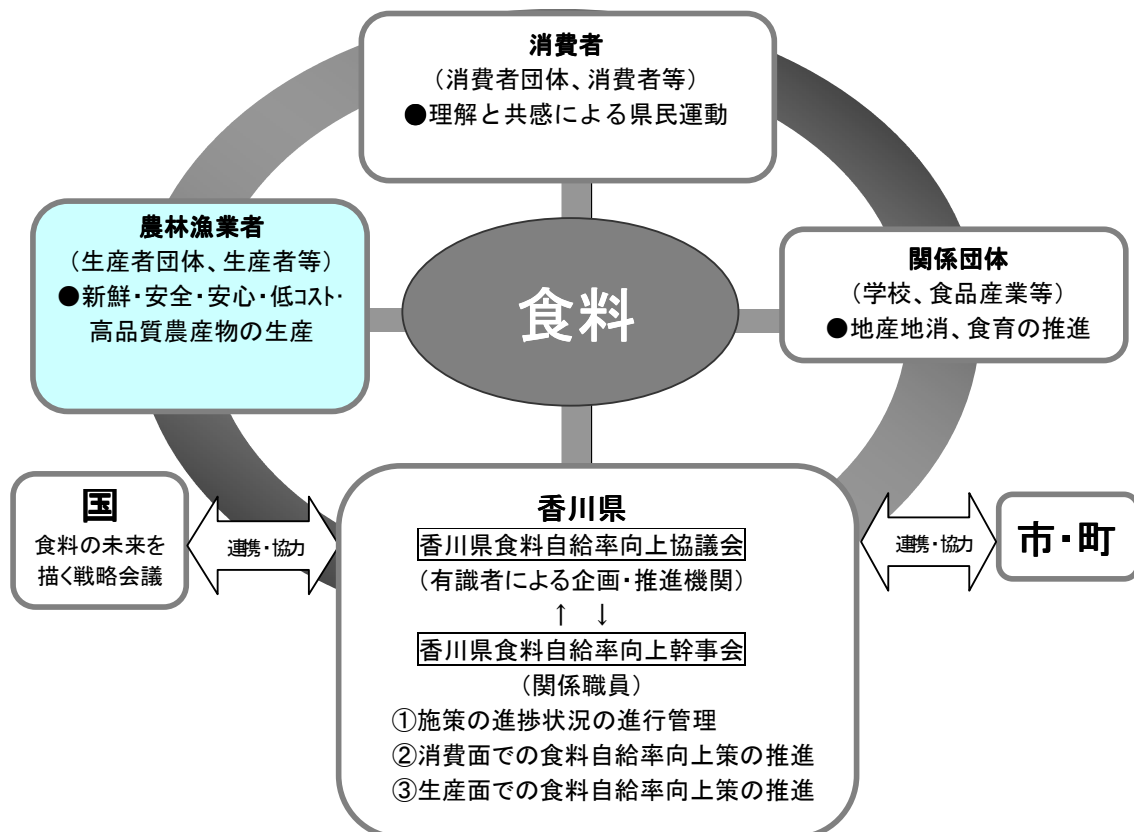
(2) こうしたなか、先に述べたような食料・食生活を巡る動向を考えますと、食料自給率の向上が今後の重要な課題といえます。食料自給率そのものは国全体で考えるべきものですが、その向上を図るためには、国だけでなく、生産と消費の現場であるそれぞれの地域において、行政、農水産業者、農水産業や食品産業に係る関係団体、消費者等が、生産と消費の両面から、適切な役割分担のもと、主体的に取り組んでいくことが重要です。

(3) このような観点から、このたび、県としても、市町、農水産業者、関係団体、県民の総参加のもとで、本県の食料自給率の引き上げに積極的に取り組んでいくこととし、生産振興と消費拡大を図るための各種施策を取りまとめた「香川県食料自給率向上プラン」を策定しました。

3 プランの性格と推進体制

このプランは、県における食料自給率の向上に向け、県、市町、生産者、消費者、関係団体、関係企業などが一体となり、消費面・生産面からの取り組みを総合的に進めるための指針として位置づけられるものです。

香川県食料自給率向上プランの推進体制



II 香川県食料自給率向上プランの骨格

1 本県食料自給率の向上に向けた重点推進プログラムと施策の展開方向

国内外の食料情勢や本県の農水産業及び食生活の現状及び課題を踏まえ、本県の食料自給率の引き上げに向けて、次の重点推進プログラムに沿って施策の展開を図ります。

基本事項		重点推進プログラム	施策の展開方向
消費面の取り組み	県民への食料自給率に関する広報活動	(1) 食料自給率向上県民運動の展開	県民への情報発信
			関係団体等と連携した県民運動の展開
	消費面からの食料自給率の向上	(2) 食育の推進	県産農水産物を利用した日本型食生活の普及
			学校等における食育の推進と農水産業への理解の促進
			食品ロスの削減
		(3) 地産地消の推進	かがわ地産地消運動の展開
さぬき米愛用運動の推進			
学校給食等における地場産物の活用推進			
生産面の取り組み	香川型農水産業の推進による食料自給率の向上	(4) 消費者ニーズに応じた農水産物の生産拡大	新品種の育成・導入と生産技術の改良・普及
			生産・流通体制の整備
			県育成品種等のブランド化の推進
	(5) 食品産業と連携した加工・業務用農水産物の生産拡大	生産者・食品産業双方のマッチング活動	
		低コスト化の推進と生産供給体制の整備	
		食品産業のニーズに対応する中間事業者の育成	
	(6) 食の安全・安心の確保	トレーサビリティシステムの導入支援	
		生産情報等の積極的な発信	
	担い手及び優良農地の確保による食料自給力の維持向上	(7) 担い手の確保・育成	認定農業者の確保・育成や集落営農の組織化・法人化の促進
			多様なルートからの新規就農の促進
水産業への新規就業者の円滑な受け入れと中核的な漁業者の育成			
(8) 優良農地の確保及び農業用資源の保全管理		計画的な土地利用調整	
	生産基盤の整備及び農地・農業用施設の保全管理		
	耕作放棄地の解消		

(1) 食料自給率向上県民運動の展開

県民に対し、県農水産業や食料生産等の現状に関する情報を発信するとともに、自給率向上に向けた県民運動を展開します。

- 県民への情報発信
 - ・ 県農水産業や食料生産・供給の現状を県広報誌やホームページ等を通じて広報
 - ・ 県民等を対象にしたシンポジウムの開催等
- 関係団体等と連携した県民運動の展開
 - ・ 生産者・消費者などの関係団体等との連携による食料自給率向上に向けた県民運動の展開

(2) 食育の推進

日本型食生活や食事バランスガイド等の普及を図り、県産農水産物を利用した健全な食生活の実践を推進します。

- 県産農水産物を利用した日本型食生活の普及
 - ・ 食事バランスガイド、「かがわまんてがんと食生活指針」の普及
 - ・ 「かがわ食育の日」キャンペーンの実施、健康づくり協力店の活動支援
 - ・ さぬきの食文化博士の育成・派遣により地域に伝わる食文化の継承
- 学校等における食育の推進と農水産業への理解の促進
 - ・ 栄養教諭を中心とした各市町での食育推進体制の整備、指導の充実
 - ・ 地域の農水産業者との交流活動の充実
- 食品ロスの削減
 - ・ 県広報誌等を通じた啓発
 - ・ 食品産業と連携した食品残渣の飼料へのリサイクル

(3) 地産地消の推進

県産農水産物の普及と、県民の意識啓発を進め、さぬき米や旬の野菜などの積極的な消費を促す地産地消運動を展開します。

- かがわ地産地消運動の展開
 - ・ 「さぬき うまいもん100選」を中心とした県産農水産物の普及
 - ・ 地産地消協力店の登録推進と推進員との協働による活動支援
- さぬき米愛用運動の推進
 - ・ 県広報誌等でのPRによるさぬき米愛用運動の推進
- 学校給食等における地場産物の活用推進
 - ・ 地場産物安定供給体制の整備
 - ・ 米飯給食の充実、米粉パンやさぬきの夢2000を使ったパンの導入促進
 - ・ 新規食材の開発と地場産物を活用した給食献立づくり

(4) 消費者ニーズに応じた農水産物の生産拡大

県独自品種や生産性の高い農水産技術の開発、生産流通体制の整備等により、消費者の求める質の高い農水産物の生産拡大と安定供給を目指します。

- 新品種の育成・導入と生産技術の改良・普及
 - ・小麦「さぬきの夢 2000」の後継品種の選定と早期実用化
 - ・省力・低コスト化技術、高品質化技術、高付加価値栽培技術の開発・普及
 - ・温暖化に対応した栽培技術の改良・普及と新品種の導入促進
 - ・主要養殖魚種の安定養殖及び品質向上技術の開発・普及
- 生産・流通体制の整備
 - ・集出荷調整作業・ほ場作業支援体制の確立、流通の合理化
 - ・飼料作物の生産拡大及びエコフィードの利活用の促進
- 県育成品種等のブランド化の推進
 - ・さぬきの夢 2000、香川黒 1 号、さぬきひめ、さぬきゴールド、讃岐三畜、ハマチ三兄弟等のブランド化による生産拡大

(5) 食品産業と連携した加工・業務用農水産物の生産拡大

農水産業と食品産業の連携を強化し、産地から食品産業までを結ぶ県産農水産物等の安定的な供給システムを構築することにより、食品産業のニーズに即した加工・業務用農水産物の生産拡大を図ります。

- 生産者・食品産業双方のマッチング活動
 - ・旬の農水産物等に関する情報の食品産業への効果的な発信
 - ・販売したい生産者とそれを利用したい食品産業のマッチングの場づくり
- 低コスト化の推進と生産供給体制の整備
 - ・業務用に適した多収品種、省力化栽培技術等の導入
 - ・契約的取引の推進、出荷規格の簡素化、流通コストの削減等
- 食品産業のニーズに対応する中間事業者の育成
 - ・食品産業の多様なニーズに対応する、選別・調整、加工機能等を有する中間事業者の育成・確保

(6) 食の安全・安心の確保

食の安全性に対する不安が広まるなか、情報の積極的な発信とトレーサビリティシステムの導入を促進し、農水産物の安全・安心を確保します。

- トレーサビリティシステムの導入支援
 - ・農薬や動物用医薬品等の使用状況の生産履歴への記帳などトレーサビリティシステムの導入を支援
- 生産情報等の積極的な発信
 - ・生産者や消費者等を対象とした安全・安心に関する研修会の開催、積極的な情報発信

(7) 担い手の確保・育成

農畜産業では多様な担い手の確保・育成、水産業では中核的漁業者の育成により農水産業の持続的拡大を促進します。

- 認定農業者の確保・育成や集落営農の組織化・法人化の促進
 - ・県・地域段階の「担い手育成総合支援協議会」による認定農業者や集落営農組織の育成・確保と、そのニーズに即した支援等
- 多様なルートからの新規就農の促進
 - ・県内外での就農相談会での相談活動、就農研修、就農支援資金の貸付及び農地の斡旋等による就農支援

- ・他産業からの農業参入の促進
- 水産業への新規就業者の円滑な受け入れと中核的な漁業者の育成
- ・漁業就業者確保育成センターの機能強化、漁業士と連携した漁業後継者の資質向上

(8) 優良農地の確保及び農業用施設の保全管理

計画的な土地利用調整と生産基盤の効率的かつ効果的な整備、耕作放棄地の解消により優良農地を確保するとともに、県民の参加により、地域ぐるみで農地、ため池、水路等の保全を推進します。

- 計画的な土地利用調整
 - ・農業振興地域制度等の厳格な運用、担い手への農地の面的集積
- 生産基盤の整備及び農地・農業用施設の保全管理
 - ・地域の実情に即したほ場整備等の推進、農道網の整備
 - ・中山間地域等直接支払制度及び農地・水・環境保全向上対策事業等による、地域ぐるみの農地及び農業用施設の保全管理
- 耕作放棄地の解消
 - ・農地パトロールの実施と遊休農地所有者への指導、耕作放棄地の再生支援

2 目 標

下記に掲げる目標を目指して、1に掲げた取り組みを推進します。

なお、取組期間は「香川県農業・農村基本計画」の計画期間である平成22年度までとします。

香川県の食料自給率の向上

カロリーベース 36% → 38%
生産額ベース 95% → 100%

(参考) 本県食料自給率(カロリーベース)アップのイメージ

対策内容		現況 (H18年度)	目標 (H22年度)	向上率
消費面の取組み	米の消費拡大(年間1家計購入量)	68kg	76kg	+0.6%
	学校給食での地場産物の活用推進	26.9%	30%	+0.1%
	その他(食品ロスの削減、油脂の消費抑制、県産野菜・魚等の消費拡大)			+0.3%
生産面の強化	小麦の生産拡大	1,419ha	1,750ha	+0.4%
	野菜(ブロッコリー、アスパラガス)の生産拡大	567ha	640ha	+0.1%
	飼料作物の生産拡大	1,520ha	1,620ha	+0.2%
	その他(果実、魚等の生産拡大)			+0.3%
県食料自給率(カロリーベース)		36%	38%	+2.0%

Ⅲ 基本的な施策の推進

1 食料自給率向上県民運動の展開

(1) 現状と課題

- ① 世界の食料需給をめぐる状況が大きく変化しており、食料輸入国である日本や本県の置かれている状況を認識するとともに、将来にわたり、安定的な食料供給を確保していくため、消費者や農水産業者、農水産業団体、流通・食品製造・外食関係事業者、行政等が、それぞれの直面する課題に主体的に取り組んでいく必要があります。
- ② 食料自給率の向上のに向けた具体的な取り組みを推進するため、農水産業の現状や課題等についての情報に基づく具体的な行動の働きかけを県民運動として行うことが重要です。

(2) 施策の方向

食料自給率引き上げの重要性についての県民の理解の促進

食料自給率が低いことは食料の安定供給の面でリスクを抱えていることを意味しており、需給がひっ迫すれば、価格や品質の面で不安定になる恐れがあります。このため、食料自給率の引き上げの重要性についての県民の理解を促進するための県民運動を展開します。

(3) 施策の内容

- ① 県民への情報発信
食料自給率の現状についての認識を県民の間で共有していくため、県のホームページや広報誌、シンポジウム等を活用して情報発信に取り組みます。
- ② 関係団体等と連携した県民運動の展開
県民の食料自給率の認知度や自給率向上に向けた行動の実施状況などについて、アンケートによる意識調査を実施するとともに、県民、市町、関係団体等に対して、自給率向上に向けた具体的な行動を働きかけます。

(4) 市町、関係団体の役割

- ① 市町
国や県と連携しながら、地域の特性を活かした自主的な施策の推進
- ② かがわ地産地消運動推進会議
県民に対する食料自給率に関する広報
- ③ 農水産業団体
県民及び生産者に対する食料自給率に関する広報

(5) 県民、事業者には期待される役割

- ① 県民
本県の食料自給の現状についての理解と認識を深め、具体的な行動を実践
- ② 事業者
食材の原産地等の情報を消費者に提供

(6) 取組指標

項 目	現 況	22年度
食料自給率の認知度(県政モニターアンケート)	60%	100%
食料自給率向上のための行動の実施率(〃)	—	50%

2 食育の推進

(1) 現状と課題

- ① 高度経済成長とともに食生活が大きく変化し、米の消費が大幅に減少する一方、コスト面で輸入に依存している飼料穀物を使用する畜産物や油の消費量が大幅に増加したことが、食料自給率低下の要因となっています。また、本県の食生活の特徴としては、野菜及び米の消費量が全国平均より少ない一方で、うどんの消費量は全国一となっています。また、全国同様にメタボリックシンドロームの者が増加しています。(参考資料P26～27 参照)

このため、米をはじめ温暖な気候条件のもとで作られた多様な農水産物を食す香川らしい栄養バランスのとれた日本型食生活の推進と食事バランスガイドの普及が課題となっています。

- ② 県では、平成19年3月に「かがわ食育アクションプラン」を策定し、行政と関係団体等が連携し、食育を推進していますが、県民運動として取り組みの強化を図っていく必要があります。
- ③ 食生活の多様化や食の外部化の影響で、食べ残しや食品の廃棄が増大しており、無駄や廃棄を減少させるなど過剰消費の抑制が課題となっています。

(2) 施策の方向

米を中心とする日本型食生活の普及など食育の一層の推進

さぬき米を中心に瀬戸の魚、県産の多彩な旬の野菜等を活用しつつ郷土料理なども取り入れた香川らしい日本型食生活の実践と食事バランスガイドを普及していきます。また、学校等における地場産物を活用した食育の推進を図るほか、関係団体等が連携し、「かがわ食育の日」の普及、食べ残しや食品の廃棄の抑制など、県民運動として食育施策を推進します。

(3) 施策の内容

- ① 県産農水産物を利用した日本型食生活の普及
さぬき米など県産農水産物を利用した香川らしい日本型食生活の実践や食事バランスガイドの普及に努めるほか、「さぬきの食文化博士」や「むらの技能伝承士」と連携し、地域に伝わる食文化の次世代への継承に取り組みます。また、関係団体等と連携し、「かがわ食育アクションプラン」に基づき、県民運動として「かがわ食育の日」や「かがわまんてがん食生活指針」を普及するなど各種の食育施策を推進します。
- ② 学校等における食育の推進と農水産業への理解の促進
学校における食育を推進するため、地場産物を活用した学校給食の充実を図るほか、栄養教諭を中心に学校教育全体を通して食に関する指導の充実を図ります。また、農水産業や地域の農水産物への理解を促進するため、地域農業学習への指導を強化するなど地域と連携・協力した体験活動に取り組みます。
- ③ 食品ロスの削減
食べ残しや食品の廃棄が減少するよう、各種講習会や広報等で啓発するとともに、食品産業界と連携して残渣の抑制やエコフィードの推進に取り組みます。

(4) 市町、関係団体の役割

- ① 香川県食育推進会議
本県の食育推進体制の中心として、県、市町、地域における食育ネットワーク等と連携した県民運動としての食育の推進

② 地域における食育ネットワーク

保健所や市町が中心となって食育ネットワークを構築し、地域の実情に即した食育の推進に関する情報交換、シンポジウム等の開催

③ (社)香川県栄養士会

米を中心とする日本型食生活の普及など、食に関する専門家としての食育推進活動の支援

④ 香川県食生活改善推進連絡協議会

食育に関するボランティアとして、行政と連携した調理教室やヘルスサポーター講習会の開催など、地域における食育活動の推進

(5) 県民、事業者には期待される役割

① 県民

- 日本型食生活や食事バランスガイドに関する認識を高め、米や野菜の摂取量を増やす一方、油脂の摂取量を減らした望ましい食生活の実践
- さぬきの食文化や農水産業に対する理解と、県産の農水産物の積極的な使用
- 食べ残しや食品の廃棄の抑制

(6) 取組指標

項 目		現 況	22年度
幼稚園における食育教室の実施園数		60	150
保育計画と連動した「食育の計画」を策定している保育所の割合		90.8%	100%
栄養教諭・学校栄養職員による食に関する指導を行っている学校の割合	小学校	97.3%	100%
	中学校	84.9%	100%
健康づくり協力店数		302店	更なる増加
野菜の購入数量(年間1世帯当たり)		16.2kg	17.4kg

3 地産地消の推進

(1) 現状と課題

- ① 輸入農産物の残留農薬問題や産地の偽装表示問題などを背景とした消費者の食品への不安の高まりにあわせ、県民の地産地消に対する関心は高まっており、産直施設や地産地消協力店の利用も進んでいます。
- ② さぬき米や多彩な旬の野菜・果実、瀬戸内の魚等を積極的に食する地産地消の推進が重要な課題となっています。
- ③ 学校給食での地場産物の使用割合（食材数ベース）が「かがわ食育アクションプラン」に定めた30%に満たない状況にあり、「生きた教材」である地場産物の活用が求められています。

(2) 施策の方向

「地産地消」の県民運動としての推進と、県産農水産物の消費拡大

地域で生産された新鮮で安全な農水産物を地域で消費する「地産地消」を推進し、県産農水産物の需要拡大による生産振興を図るとともに、県民の健康で豊かな食生活の実現を目指します。

具体的には、県民に県産農水産物に関する情報を提供するとともに、産地と連携して産直店や地産地消協力店の活動を支援するほか、学校給食における地場産物の活用を推進します。

(3) 施策の内容

① かがわ地産地消運動の展開

県のホームページや広報誌等による本県の誇る農水産物「さぬき うまいもん100選」を中心とした食材に関する情報の提供、地産地消推進員や地産地消協力店の登録の推進、地産地消月間を中心とした地産地消推進員等との協働による積極的なPR活動など、かがわ地産地消運動推進会議と連携しながら県民運動として「地産地消」を展開していきます。また、県民が地産地消に取り組みやすい環境を作るため、量販店における産地と連携した地産地消コーナーの充実、産直店の活性化、飲食店での地場産食材を使用した「ココ穫れメニュー」の開発等への支援に取り組みます。

② さぬき米愛用運動の推進

米の消費拡大に向けて、新米フェアの開催をはじめとするさぬき米愛用運動の展開、学校給食での米飯給食の充実、米粉の利用促進に取り組みます。

③ 学校給食等における地場産物の活用推進

学校給食への地場産物の安定供給体制を整備するとともに、地場産物を使った食材の開発や献立づくりのほか、食材提案会を開催し、地場産物の活用推進を図ります。

(4) 市町、関係団体の役割

① かがわ地産地消運動推進会議

地産地消運動の県民運動としての展開、地産地消協力店の登録の推進、さぬき米愛用運動の支援

② かがわ農産物流通消費推進協議会

県産農産物の地産地消の推進、さぬき特選「K.ブランド産品」のPR活動、食農アドバイザーによる講演会の開催

③ 農協

産直施設の運営、県産農産物のPR活動、学校給食や食品産業への地場産食材の安定供給

④ J F 香川漁連

アンテナショップの運営、県産水産物のPR活動、学校給食や食品産業への地場産食材の安定供給

(5) 県民、事業者に期待される役割

① 県民

- 県産農水産物に関する理解と率先使用
- 地産地消協力店や産直施設など身近な地産地消施設の利用
- 米を中心とした日本型食生活の実践や、郷土料理に関する知識の習得
- 学校給食における地場産物の活用推進に対する理解と協力

(6) 取組指標

項 目	現 況	22年度
地産地消協力店舗数	165店	200店
地産地消推進員数	1016名	1200名
米の購入数量（年間1家計当たり）	68kg	76kg
学校給食における地場産物の活用割合（食材数ベース）	26.9%	30%以上
「旬の魚」情報発信（ネット更新）	42回/年	42回/年

(参考)「さぬき うまいもん100選」の選定

県では、地産地消の積極的な推進と本県農水産業の振興を図るため、県民アンケートを参考に、平成20年11月、かがわ地産地消運動推進会議において、かがわの産品と呼ぶに相応しい食材100品目（農産物54品、畜水産物36品、加工品10品）を「さぬき うまいもん100選」として選定。県ホームページ、広報紙等を通じて啓発するとともに、地産地消協力店等における地産地消フェアなどを通じPR。

○「さぬき うまいもん100選」の内訳

- ・農産物部門：54品目（野菜35品、果物14品、穀物5品）
- ・畜水産物部門：36品目（畜産物6品、水産物30品）
- ・加工品部門：10品目 合計100品目

○この内、地域固有の品目や県育成の品種を、「こだわり食材」として32品目を選定（100品目の内数）。

- ・地域固有の品目：金時にんじん、三豊なす、まんば、讃岐デンプクなど
- ・県育成品種等：「さぬきのめざめ」（アスパラガス）、「さぬきゴールド」（キウイフルーツ）、「さぬきの夢2000」、「讃岐三畜」、「ハマチ三兄弟」など

詳しくは県ホームページ「讃岐の食」で：<http://www.pref.kagawa.jp/nousei/santa/>



4 消費者ニーズに応じた農水産物の生産拡大

(1) 現状と課題

- ① 近年、消費者の食に関する関心が高まっていることから、高品質で安全・安心な県産農水産物の生産を拡大し、消費者ニーズに応じていく必要があります。このため、生産から販売までの関係者が一体となった収益性の高い農水産業の展開が課題となっています。
- ② 近年の原油高騰などに起因する動力光熱費・資材費の急激な高騰や、地球温暖化の影響と思われる収量や品質の低下など、社会・自然環境の変化により生産性が低下しており、これらを解決する品質向上、低コスト生産・飼養・養殖技術の開発とその普及が必要となっています。
- ③ 他産地との競争が激化する中、本県農水産物は多品種であるものの少量という市場での評価があり、広域かつ多様な流通状況に対応した、ほ場作業支援・集出荷調整作業体制等の整備が必要です。また、計画的な種苗放流や、優良な漁場の整備等による総合的な資源管理型漁業の推進も必要です。
- ④ 「さぬきの夢2000」や讃岐三畜、ハマチ三兄弟に続く、高品質で付加価値の高い県産農水産物のブランド化と生産拡大を図る必要があります。また、平成18年に施行された地域ブランドを保護・育成する地域団体商標制度については、本県の食品関連の登録は「ひけた鰯」だけであり、今後、この制度を活用して他県にないブランド農水産物を作り上げていく必要があります。

(2) 施策の方向

消費者ニーズに応じた県産農水産物の生産拡大とブランド化

消費者の求める高品質で安全・安心な農水産物の生産拡大を図るため、温暖な気候と大消費地に近いという本県の優位性を生かした独自品種の育成や低コスト・省力化技術の開発と栽培・集出荷体制の整備を促進するとともに、生産から販売までの関係者が一体となってブランド化を展開します。

(3) 施策の内容

①新品種の育成・導入と生産技術の改良・普及

温暖な気候と京阪神市場など大消費地に近いという本県の優位性を発揮できるような独自品種を育成します。また、地球温暖化の進行等の環境変動に適応できる品種や、さぬきうどんにより適した「さぬきの夢2000」の後継品種の早期実用化など、加工・業務用としても特徴ある農産物の育成を進めるほか、優良種畜の精液供給や受精卵移植による改良増殖の効率化などにも取り組みます。また、県独自品種などの高品質生産技術、資材費の低減や自給飼料の増産対策などの低コスト・省力化技術、さぬきうどんやオリーブの地域資源を飼料活用するエコフィードなどの環境に配慮した生産技術などの開発を進めます。

②生産・流通体制の整備

小麦・裸麦や黒大豆の香川黒1号は、生産技術の向上等による収量の増加と併せ、認定農業者や集落営農組織の育成と一体的に生産拡大を図ります。

野菜は、栽培管理技術の向上、機械化による作業の省力・効率化、集出荷調整作業・ほ場作業支援体制の構築、施設・機械の効率的な活用を促進します。

果樹は、生産性の向上、生産基盤の構造改革、需要に見合った生産の促進、担い手の育成及び作業支援体制の構築、流通・加工の合理化、需要拡大、推進指導體制の充実を図ります。

畜産は、家畜伝染病の発生防止や発生時に備えた危機管理体制の構築に努めるとともに、水田での作業の共同化等による飼料作物の作付拡大や稲ワラの飼料利用の拡大、効率的な機械作業一貫体系の導入に加え、地域内での未利用資源を利用したエコフィードの使用を促進します。

水産は、円滑な集・出荷を促進するとともに、多様化する消費者ニーズに対応し、地域の水産物を新鮮でより適正な価格で提供するため、多様で高度な流通体系づくりを促進します。

④県育成品種等のブランド化の推進

既にブランド化している県が開発したうどん用小麦「さぬきの夢 2000」や讃岐三畜、黒豆「香川黒 1 号」等の普及を促進するとともに、タケノコメバルなど消費者ニーズに対応した独自品種のブランド化、さぬきひめ、さぬきゴールドなどオリジナル果実の高付加価値化栽培を進めます。讃岐三畜については、取り扱い店舗数を増やし、PR活動を強化して消費拡大を図ります。

また、野菜については、流通の多様化・大型化に対応し、品目ごとに県や地域単位での一体的な生産販売活動を展開するとともに、水産業については、ハマチ三兄弟(ひけた鯛、なおしまハマチ、オリーブハマチ)やマダイ、ノリなど主要養殖種の品質向上によるブランド化を推進するほか、ハマチオーナー制度の拡大に取り組みます。

(4) 市町、関係団体の役割

① 市町

地域の独自性を発揮し、種苗放流事業の実施、食料の安定供給のための環境整備

② 農協

認定農業者や営農集団等が行う生産・流通の取り組みへの支援

③ 各種関連団体

・水田農業振興協議会（県、地域）

地域水田農業ビジョンの実現に向けた米の生産調整、転作作物による産地づくり等の支援

・果樹産地推進協議会

果樹産地構造改革計画に基づく担い手の育成、園地基盤の整備、販売戦略等の策定

・讃岐三畜銘柄推進協議会

「讃岐牛」「讃岐豚」「讃岐コーチン」のブランド化のための普及

・漁業協同組合、(財)水産振興基金、(社)水産振興協会など

種苗生産及び中間育成、種苗放流事業の実施、ハマチオーナー制度の導入

(5) 県民、事業者に期待される役割

① 県民

県産農水産物に関する理解と認識の促進

② 生産者

消費者のニーズに応じた農水産物の生産拡大

(6) 取組指標

項目	現況	22年度
(作物関係) 小麦の栽培面積	1,419ha	1,750ha
(野菜関係)		
ブロッコリーの栽培面積	484ha	550ha
アスパラガスの栽培面積	83ha	90ha
(果樹関係)		
うんしゅうみかん(小原紅早生)の栽培面積	32ha	50ha
キウイフルーツ(香緑、さぬきゴールド)の栽培面積	28ha	34ha
(畜産関係)		
讃岐豚の生産数量	5,000頭	8,500頭
飼料作物作付け等面積	1,520ha	1,620ha
(水産関係) ハマチオーナー制度導入地区	1地区	3地区

5 食品産業と連携した加工・業務用農水産物の生産拡大

(1) 現状と課題

- ① 最近、中国産冷凍ギョウザ事件をはじめ、食品の安全・安心を脅かす事案が多発する中、県内食品産業や外食産業では、国産農水産物に対する需要が高まっており、こうした機会を捉え、契約取引による農産物価格の安定や輸送コストの低減を図ることにより、産地の維持拡大を図ることが必要です。
- ② 県産水産物の利用拡大対策として、漁協女性部などを中心として、未・低利用魚などを活用した新たな水産加工品の開発、販路開拓を進めていますが、県内の漁業生産物は少量多品種という特徴に加え、天候や時期などにより漁獲量や価格に変動があり、食品産業への安定的な供給が課題となっています。
- ③ こうした状況の中、地域経済の中核をなす中小企業者と農水業者が連携し、豊かで特色ある農水産物や優れた食品加工技術など、地域の強みを活かした新商品の開発や販売促進への取組み、いわゆる農商工連携の取組みを促進し、双方の経営発展を図ることが課題となっています。
- ④ 本県では、生産者と食品産業を対象に農水産物の生産と利用に関する意向調査を行い、双方のニーズを把握するとともに、平成20年8月から、県のホームページから双方のニーズを登録できるシステムの運用を開始していますが、引き続きマッチングの取組みを進めていく必要があります。

(2) 施策の方向

産地から食品産業までを結ぶ県産農水産物の安定的な供給システムの構築

県産農水産物の旬や生産量などの情報提供、新たな加工品の開発支援、マッチング活動等を行うことにより、県産農水産物の産地から食品産業までを結ぶ安定供給システムの構築を支援します。

(3) 施策の内容

- ① 生産者・食品産業双方のマッチング活動
旬の農水産物等に関する情報を食品産業へ効果的に発信します。また、県産農水産物等を生産・販売したい生産者とそれを利用したい食品産業のマッチングの場づくりを進めます。
- ② 低コスト化の推進と生産供給体制の整備
食品産業が「求める農水産物（品目、品種）」を「求める時期」に「安定した品質、価格」で供給できるよう、生産供給体制の整備を支援します。
 - 業務用に適した多収品種、栽培体系（省力機械化体系など）、栽培技術の導入を支援します。
 - 契約的取引や業務用需要向けの出荷規格の統一と簡素化を進めます。
 - 大学等との連携強化により21世紀型食品産業の育成と農産物の利用拡大を推進します。
 - 通いコンテナ、大型コンテナの導入による流通コストの削減を支援します。
 - 鮮度保持対策の徹底を推進します。
- ③ 食品産業のニーズに対応する中間事業者の育成
産地が生産する様々な農水産物を食品産業の多様なニーズにマッチさせるよう、選別・調整、加工、保管する機能を有する事業者（中間事業者）を育成・確保します。

(4) 市町、関係団体の役割

- ① 市町
農業改良普及センターとの連携による産地・企業支援

- ② 農協
農業改良普及センターとの連携による産地支援
- ③ 漁業協同組合
女性部などが中心となった、未・低利用魚などを活用した新たな水産加工品の開発

(5) 県民、事業者に期待される役割

- ① 県民
県産農水産物を使用した製品の積極的な購入
- ② 事業者
県産農水産物を原料としていることを前面に打ち出した販売

(6) 取組指標

項 目	現 況	22年度
レタス 契約取引数量 (t)	6,429 t (H18年度)	7,310 t
企業等支援データベース登録件数 (件)	40件 (H20年度)	80件

6 食の安全・安心の確保

(1) 現状と課題

- ① 農産物の残留農薬問題、牛海綿状脳症（BSE）、高病原性鳥インフルエンザ、中国産ギョーザの農薬混入事件、産地の偽装表示問題など、食品に対する消費者の信頼を揺るがすような事態が次々と発生し、県民の安全・安心への関心が非常に高まっています。
- ② このようなことを背景に、県民の間で地元産の農水産物を利用する気運が高まっており、生産者をはじめ行政等各関係者が連携し、安全な農水産物を供給するため、幅広い視点に立った総合的な対策が必要です。

(2) 施策の方向

安全な農水産物の供給により地場産農水産物の利用を促進

県産農水産物の安全・安心を確保するため、「香川県食の安全・安心基本指針」に基づき、生産段階における安全確保に向けた指導・監視や、トレーサビリティシステムの導入の支援、消費者への正しい情報の発信等を実施します。

(3) 施策の内容

- ① トレーサビリティシステムの導入支援
生産者による農薬や水産・動物用医薬品等の使用状況などの生産履歴の記帳と指導員による記帳内容の確認の徹底を促進するとともに、消費者が求める正確な生産管理情報を提供できるようトレーサビリティシステムの導入に向けた取り組みを支援します。また、生産者団体等による農薬、水産・動物用医薬品の適正使用の啓発などの自主的な取り組みを促進するほか、生産者等への使用基準遵守の指導や調査・立入検査を実施します。さらに、環境への負荷を低減した持続性の高い生産方式に取り組む生産者（エコファーマー）の認定と活動を支援します。
- ② 生産情報等の積極的な発信
生産者や流通関係者、消費者を対象とした研修会などの開催や、広報紙等による県民への生産、流通、販売、消費における安全性に関する情報の積極的な発信に努めます。

(4) 市町・関係団体の役割

- ① 市町、関係団体
家畜伝染病の発生予防及びまん延防止を迅速かつ的確に講じられる体制を構築するため、情報の共有化、防疫演習への参加等
- ② 農協
農薬、動物用医薬品の適正使用の啓発、生産履歴記帳の啓発、残留農薬自主検査の実施、消費者への情報提供
- ③ 讃岐三畜銘柄化推進協議会
讃岐牛をはじめとする県産和牛の生産農家情報を提供
- ④ 香川県下漁業協同組合
貝毒分析用検体採取への協力
- ⑤ JF香川漁連
養殖魚のダイオキシン・TBT0（ヒストリブチルスチト）などの残留検査の実施
- ⑥ 香川県かん水養殖漁業協同組合、県下養殖関係漁協
養殖魚の安全安心な生産についての研修会の開催・養殖体験ツアーの実施、トレーサビリティシステム構築のための検討会の実施

(5) 県民・事業者に期待される役割

① 県民

食の安全性に関する知識の習得と、安全な食品を選択する能力の向上
生産者、製造業者、行政等に対する意見、提言

② 事業者

消費者の食の安全を担っていることの責務の重大さの認識
農水産物の安全確保に必要な知識習得

(6) 取組指標

項 目	現 況	22年度
農産物生産履歴記帳率100%産地割合	52%	100%
エコファーマー認定数	117件	150件
鶏卵のトレーサビリティの導入割合(出荷量ベース)	8%	10%
トレーサビリティシステム導入漁協数	2漁協	8漁協

7 担い手の確保・育成

(1) 現状と課題

(農業関係)

- ① 高齢化等により農業者が減少しており、持続的な発展を図るためには、認定農業者等意欲ある農業者の確保・育成と経営発展を図っていく必要があります。
- ② 本県農業の中核を担う認定農業者の経営形態は園芸作物を主体とした複合的・集約的な経営が多く、規模拡大に一定の限度があります。このため、本県農業生産の相当部分を担う水田農業の持続的発展のためには、集落営農の組織化・法人化への取り組みを進める必要があります。
- ③ 新たな就農者を確保するため、農家の後継者のほか、農地・施設などを持たない非農家や都市部で育った青年、他産業から転職した中高年齢者など、幅広く有能な人材の円滑な就農と経営の安定化を支援する必要があります。

(水産業関係)

- ① 漁業操業は、多額の着業資金や専門的な技術と知識が必要であることや、水産資源の減少などによる新規参入の難しさから漁家の後継者が中心となっていました。近年は養殖業への雇用という形態で漁家以外からの新規参入も増加しています。
- ② 近年の漁家経営の低迷や漁業者の減少、高齢化が深刻な状況となっていることから、新規就業者の確保や漁業士の認定と活動の支援、漁協女性部や青壮年グループの活動支援などを通じて多様な担い手の確保、育成を図るとともに、リーダーとなるべき優良な中核的漁業者の育成が求められています。

(参考) 香川県における農家数、漁家数等の推移

年 度	平成 7 年度	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
農家数	53,905 戸	50,176 戸	47,042 戸	—
認定農業者数	410 人	826 人	1,081 人	1,564 人
新規就農者数	20 人	29 人	42 人	46 人
漁家数(戸)	2,600 戸	2,329 戸	1,964 戸	—

(2) 施策の方向

(農業関係) 多様な担い手の確保・育成により、本県農業生産の持続的拡大を促進
(水産関係) 担い手の確保、中核的漁業者の育成により安定的な生産を推進

(農業関係)

本県の恵まれた自然条件や高度な生産技術等を活かし、認定農業者等意欲ある農業者を確保するとともに、担い手への農地の利用集積、法人化や経営の多角化による農業生産の拡大を促進します。また、地域農業の維持・発展を図るための集落営農の組織化・法人化を推進します。

農家の後継者をはじめ、非農家や他産業からの転職など、多様なルートからの新規就農を促進します。また、異業種からの農業参入も支援します。

(水産業関係)

水産資源の維持増大や安定的な養殖業生産に努め、安定的な生産を推進するとともに、新規就業者の円滑な受け入れを促進します。また、UIJ ターン者や漁家後継者など幅広い新規就業者の確保に向け、積極的な就業情報の発信を行うとともに、漁業関係者に対し意識啓発を行うなど地域の中核的な役割を担う優良な担い手の育成を図ります。

(3) 施策の内容

(農業関係)

① 認定農業者等の確保・育成や集落営農の組織化・法人化の促進

行政やJAなど関係機関・団体で構成する県・地域段階の「担い手育成総合支援協議会」による地域の実情に即した担い手育成活動を支援し、認定農業者等意欲ある農業者の確保と、その経営規模拡大や法人化などによる経営改善の促進を図ります。また、効率よく農業生産活動や農地・水路の保全活動を行う集落営農の組織化・法人化を推進します。

② 多様なルートからの新規就農の促進

農家の後継者をはじめ、農地や農業施設などを持たない非農家や都市部で育った青年、他産業から転職した中高年齢者など多様なルートから幅広く有能な担い手を確保するため、自営形態での就農をはじめ、雇用形態での就農やのれん分け就農などによる新規就農を促進します。また、建設業や食品関連産業等異業種からの農業参入を促すための支援を行います。

(水産業関係)

① 水産業への新規就業者の円滑な受け入れと中核的な漁業者の育成

「漁業就業者確保育成センター」の機能の強化に努め、就業者受け入れ情報の収集と就業希望者への情報提供を推進するとともに、地域ぐるみでの新規就業者の円滑な受け入れを促進します。また、漁業青壮年・女性グループの活動を促進するとともに、漁業士制度などを活用して若い漁業者の資質の向上と地域のリーダーとなる中核的な漁業者の育成を進めます。さらに、広い視野と高い技術の習得に向けた漁業技術研修会などにより意欲ある優秀な後継者の育成を図るとともに、新規就業者から高齢者や女性まで幅広い担い手が効率的に働ける就労環境の整備にも努めます。

(4) 市町、関係団体の役割

① 市町

地域担い手育成総合支援協議会の構成員として、普及センターなどと連携した地域段階での担い手の確保・育成。

漁業士活動への協力、施設整備の実施または支援

② 農協

地域担い手育成総合支援協議会の構成員として、普及センターなどと連携した地域段階での担い手の確保・育成

③ 漁業協同組合、水産関係団体（香川県漁業協同組合連合会など）

養殖業関連の機器整備と漁場環境調査の実施、就業求人掘り起こし・研修会への協力

(5) 県民、事業者に期待される役割

安全・安心な農水産物を生産する農水産業者等との交流などによる農水産業や県産農水産物に対する理解の促進

(6) 取組指標

項 目	現 況	22年度
認定農業者数	1,564名	更なる増加
集落営農組織数	96組織	105組織
新規就農者数（17年度からの累計）	88名	300名
漁業士（青年・指導）の認定数	120名	130名

8 優良農地の確保及び農業用施設の保全管理

(1) 現状と課題

- ① 人口密度が高く農地と非農地が混在化している本県では、農地が毎年 500ha 程度転用されるとともに、耕作放棄地が増加しており、農業生産の基礎資源となる優良農地の確保と有効利用が課題となっています。
- ② 農業従事者の減少・高齢化、農産物価格の低迷などによる農家の生産基盤整備に対する投資意欲の減退や広範囲に存在する条里制の遺構などから、ほ場整備率は 33%と全国平均（61%）に比べその整備が遅れており、大規模経営の妨げや遊休農地の増加の原因にもなっています。
- ③ 農業生産に必要なかんがい用水を各地区に配水するためのため池や用排水路は老朽化が進み、補修・更新を必要とする施設が多く存在し、それら施設の計画的な整備が緊急の課題となっています。また、ため池や用排水路等の保全管理に対する意欲や労力不足が見られ、その施設が持つ多面的機能を享受する地域住民等の参加による適切な管理を行う必要があります。

(参考) 香川県における耕地、耕作放棄地、転用面積の推移

年 度	平成 7 年度	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
農用地区域内の農地面積	33,743ha	32,723ha	32,356ha	32,268ha
耕作放棄地面積	3,818ha	4,961ha	4,755ha	—
転用面積	253ha	239ha	244ha	225ha

(2) 施策の方向

計画的な土地利用調整と生産基盤の効率的かつ効果的な整備により優良農地を確保し、県民が地域ぐるみで保全

- ① 農業振興地域制度と農地転用許可制度の適切・厳格な運用により優良農地の確保を行うとともに、担い手への農地の利用集積により農地の有効利用と耕作放棄地の解消に努めます。
- ② 農業生産性の向上や耕作放棄の防止のため、農業生産の基盤となる農地やため池・用排水路等を、地域の実情に即した効果的な手法で整備・保全するとともに、地域ぐるみで保全します。

(3) 施策の内容

- ① 計画的な土地利用調整
農業振興地域制度と農地転用許可制度の適切・厳格な運用により優良農地の確保に努めます。
- ② 生産基盤の整備及び農地・農業用施設の保全管理
地域の実情に即したほ場整備を推進するほか、生産性の高い農業や流通の合理化等を図るための農道網の有機かつ合理的な整備や、水管理の効率化や労力軽減のための用水路のパイプライン化を推進します。また、農業者だけでなく地域住民や都市住民参加による農地及び土地改良施設等の保全活動を促進するため、中山間地域等直接支払制度及び農地・水・環境保全向上対策事業を推進します。
- ③ 耕作放棄地の解消
認定農業者や集落営農組織などへ農地を利用集積し有効利用するとともに、農地パトロールの実施や所有者への指導等により耕作放棄地の解消に努めます。

(4) 市町、関係団体の役割

① 市町及び土地改良区

小規模で多種多様な生産基盤整備、中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策などの推進、指導、評価等、農業集落排水施設の整備推進

② 農業委員会

農地の有効利用に向け、担い手農家の規模拡大に向けた農地の利用調整や、農地パトロールの実施等による耕作放棄地の発生防止と解消

③ 香川県土地改良事業団体連合会

生産基盤整備のための情報提供や技術指導、農業用施設管理のための情報システムの構築、農地・水・環境保全向上対策事業に関する調査・指導等

(5) 県民、事業者期待される役割

① 計画的な農作物の作付けや集落営農への参画等による、農地の有効利用と耕作放棄地の解消

② 農地や農業用施設が持つ多面的機能について理解を深め、これら施設の管理に共同参画

(6) 取組指標

項 目	現 況	22年度
農用地区域内の農地面積	32,268ha	30,000ha
ほ場整備面積（率）	7,372ha(32.4%)	7,567ha(33.0%)
農地・水環境保全向上対策事業の実施面積	6,012ha	9,300ha

IV 参考資料

1 都道府県別の食料自給率の計算方法について

(国において、総合食料需給表作成方式に準じ、「地域食料自給率計算ソフト」を作成)

都道府県別のカロリーベース及び生産額ベースの食料自給率は、食料需給表と各種統計調査結果等を用いて推計したものであり、都道府県別の消費構造等は、各都道府県における人口の性別・年齢別の構成を考慮せず、全て同一であると仮定している。

都道府県別のカロリーベース及び生産額ベースの食料自給率の計算式は以下のとおりである。

(1) カロリーベース食料自給率

$$\text{カロリーベース食料自給率 (\%)} = \frac{\text{各都道府県民 1 人・1 日当たり各都道府県産熱量}}{\text{各都道府県民 1 人・1 日当たり供給熱量}^*} \times 100$$

※：各都道府県民 1 人・1 日当たり供給熱量は全国共通

(参考)

平成 18 年度の我が国のカロリーベース食料自給率：39%

$$39\% = \frac{\text{国民 1 人・1 日当たり国産熱量 } 996\text{kcal}}{\text{国民 1 人・1 日当たり供給熱量 } 2,548\text{kcal}} \times 100$$

(2) 生産額ベース食料自給率

$$\text{生産額ベース食料自給率 (\%)} = \frac{\text{各都道府県の食料生産額}}{\text{各都道府県の食料消費仕向額}} \times 100$$

(参考)

平成 17 年度の我が国の生産額ベース食料自給率：69%

$$69\% = \frac{\text{食料の国内生産額 } 10.3 \text{ 兆円}}{\text{食料の国内消費仕向額 } 15.0 \text{ 兆円}} \times 100$$

2 国における食料自給率の向上に向けた課題・対策

(1) 「食料・農業・農村基本計画」に基づく取り組み

「食料・農業・農村基本計画」(平成 17 年策定)で、食料自給率目標(平成 27 年度：カロリーベース 45%)の達成を目指し、食料消費面及び農業生産面において重点的に取り組むべき事項を明確化し具体的な行動を呼び起こすこととし、食料自給率向上協議会で策定された「食料自給率向上に向けた行動計画」に基づき取り組んでいる。

[重点的な取組事項]

- ① 食育の推進
- ② 国産農産物の消費拡大
- ③ 地産地消の推進
- ④ 国産農産物に対する消費者の信頼の確保
- ⑤ 経営感覚に優れた担い手による需要に即した生産の推進
- ⑥ 食品産業と農業の連携の強化
- ⑦ 効率的な農地利用の促進

(2) 食料自給率向上のための集中重点事項の取り組み

平成19年9月に開催された第2回食料自給率向上協議会において、米、飼料作物、油脂類、野菜の4つの重点品目に着目し、6つの集中重点事項(下記)を決定し、取組の着実な推進に取り組んでいる。

(平成18年度の食料自給率がカロリーベースで39%と9年ぶりに低下したため、「食料自給率向上に向けた行動計画」の追加的な取り組みとして推進)

- ① 自給率に関する戦略的広報の実施
- ② 米の消費拡大
- ③ 飼料自給率の向上
- ④ 油脂類の過剰摂取の抑制等
- ⑤ 野菜の生産拡大
- ⑥ 食育の推進

*国の取り組みの詳細については、下記のホームページを参考にしてください。

自給率の部屋(農林水産省): <http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/index.html>

3 食料自給率・地産地消に対する意識と今後の施策の推進方向について

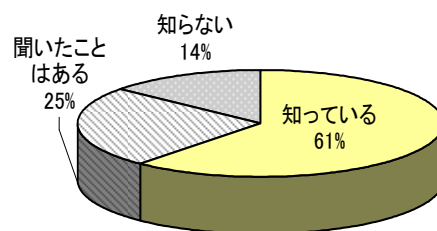
県政モニターアンケート(結果概要)

- ・調査対象 県政モニター465名
- ・調査時期 平成20年7月17日~7月28日
- ・調査方法 インターネットおよび郵送
- ・回収状況 79.4%(回答者369名)

(1) 日本の食料自給率が39%であることを知っているか

自給率が39%であることを知らない割合は14%

詳細について知らなくても86%の方が日本の自給率を知っており、認知度は高くなっている。

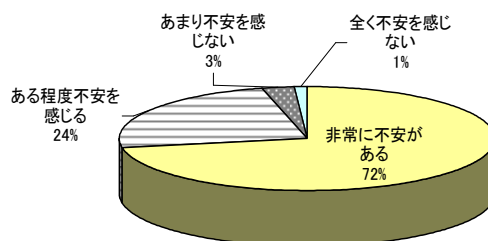


日本の食料自給率に対する認知度

(2) 食料の約6割が輸入されていることをどう思うか

96%の方が不安を感じている

現在の自給率に対して不安を感じている方がほとんどで、非常に不安があると答えていた方の割合が72%と高い。

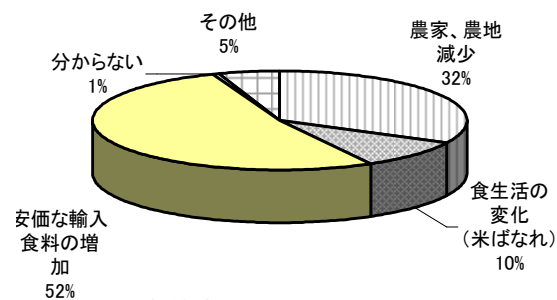


現在の自給率(39%)についてどう思うか

(3) 自給率が低い最も大きな要因は何であるか

安価な輸入食料の増加であると考えている割合は52%

約半数の方が輸入食料の増加が最大の原因と考えている。また、農家、農地の減少を要因と考えている方も32%いる。



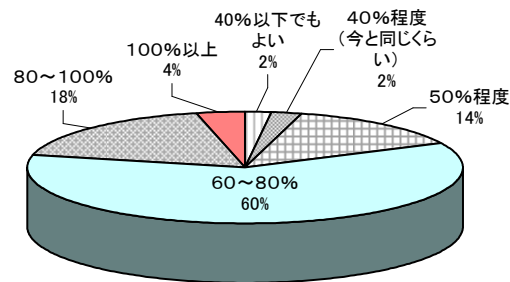
自給率低下の要因について

(4) 日本の自給率は何%が望ましいと思うか

96%の方が自給率の向上を望んでいる

現在の自給率（40%程度）でよい、それ以下でもよいと答えた方はわずか2%ずつであり、ほとんどの方が自給率の向上を望んでいる。

望ましい自給率については60%の方が「60～80%」と回答しており、「100%」以上をと答えた方も4%であるが存在する。

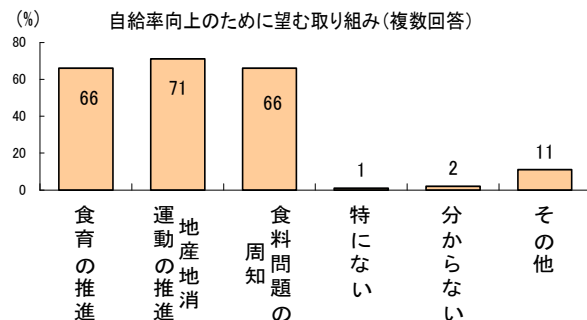


自給率は何%が望ましいか

(5) 自給率向上のために必要な取り組みとは

食育・地産地消の推進、食糧問題の周知などの取り組みが大切だと感じている。

すべての取り組みを各機関連携して行っていくことが必要



意見(一例)

- ・日本食の見直し、子供や家庭に対する食育、廃棄の減少(食育)
- ・家庭菜園の推進、地元産のPR(地産地消)
- ・県の自給率、食糧問題の現状の周知、啓発活動(周知)
- ・エコロジー、耕作放棄地対策、担い手の確保(その他)

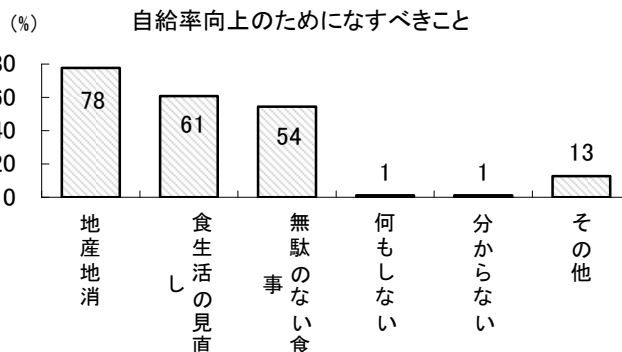
(6) 自給率向上のために消費者は何をすべきか

地産地消や食生活の見直し、無駄のない食事などの取り組みの必要性を感じている割合は高い

特に地産地消の推進に対して取り組みをしようという方の割合が高い。

意見(一例)

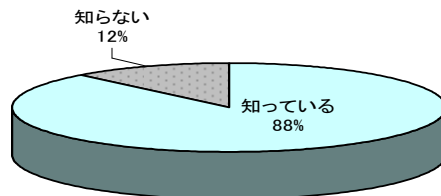
- ・食事を1割減らすつもりで食事する
- ・地域での適した場所に適した野菜などの栽培
- ・食材に関する知識を改める。



(7) 「地産地消」を知っているか

約9割の方が「地産地消」を知っている

88%の方が「地産地消」という言葉を知っており、定着している。

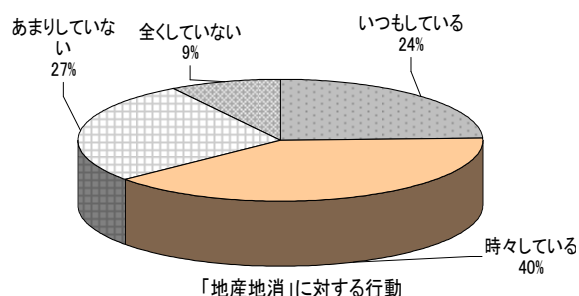


「地産地消」に対する意識

(8) 「地産地消」に対する意識と行動

「地産地消」を意識する割合は6割

「地産地消」をいつも意識している方は24%、時々意識している方は40%で、あわせると64%の方が「地産地消」を意識している。また、あまり意識していない方、全く意識していない方も36%おり、言葉で知っていても実際に意識するに至っていない方もまだ多くいる。



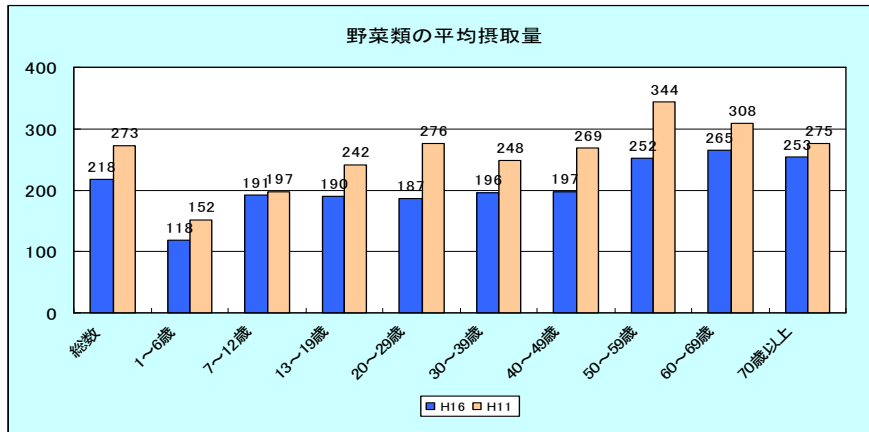
「地産地消」に対する行動

4 香川県の食生活の現状

(平成16年度香川県民健康・栄養調査、平成19年度児童生徒の食生活等実態調査、平成20年度学校保健統計調査結果速報より)

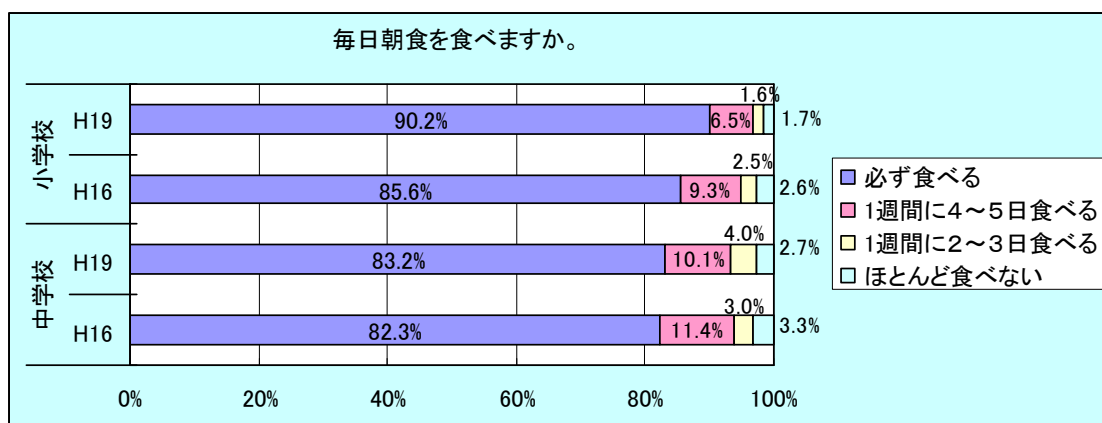
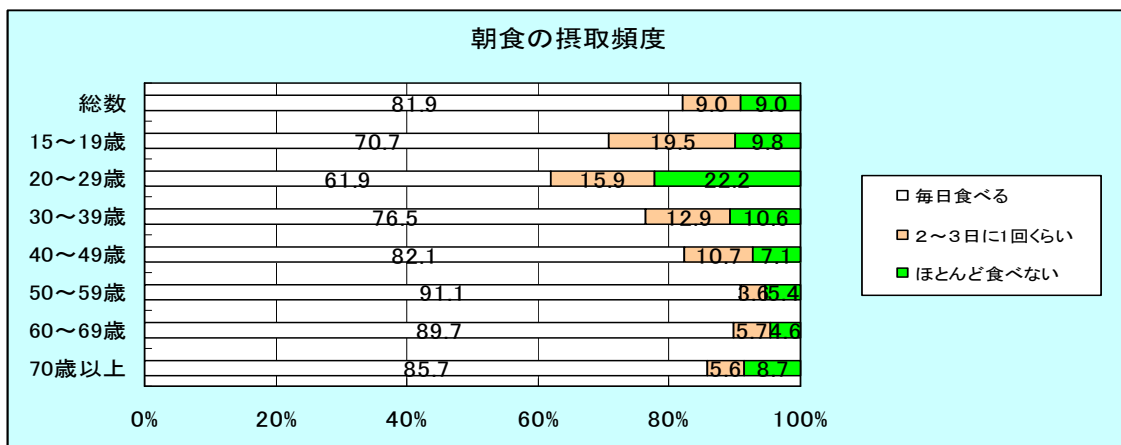
(1) 食品・栄養素の摂取状況

- 平成16年度は、平成11年度と比較して、特に、野菜の摂取量はすべての年齢層で減少し、1日350g必要なところが218gでした。



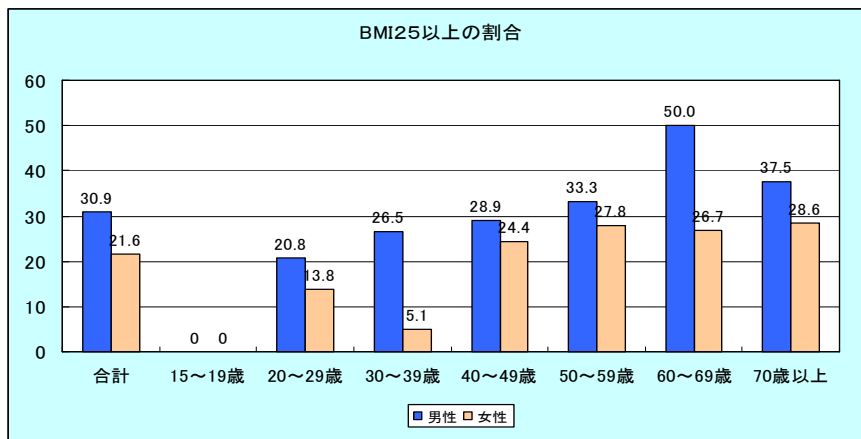
(2) 食習慣

- 県民全体では、約8割の人が朝食を毎日食べていますが、20歳代の男女で、朝食を欠食する割合が高くなっています。
- 前回調査(平成16年度)と比較して、平成19年度は、朝食を食べないことがある小学生や中学生は、減少してはいるものの、小学生で9.8%、中学生で16.8%いました。

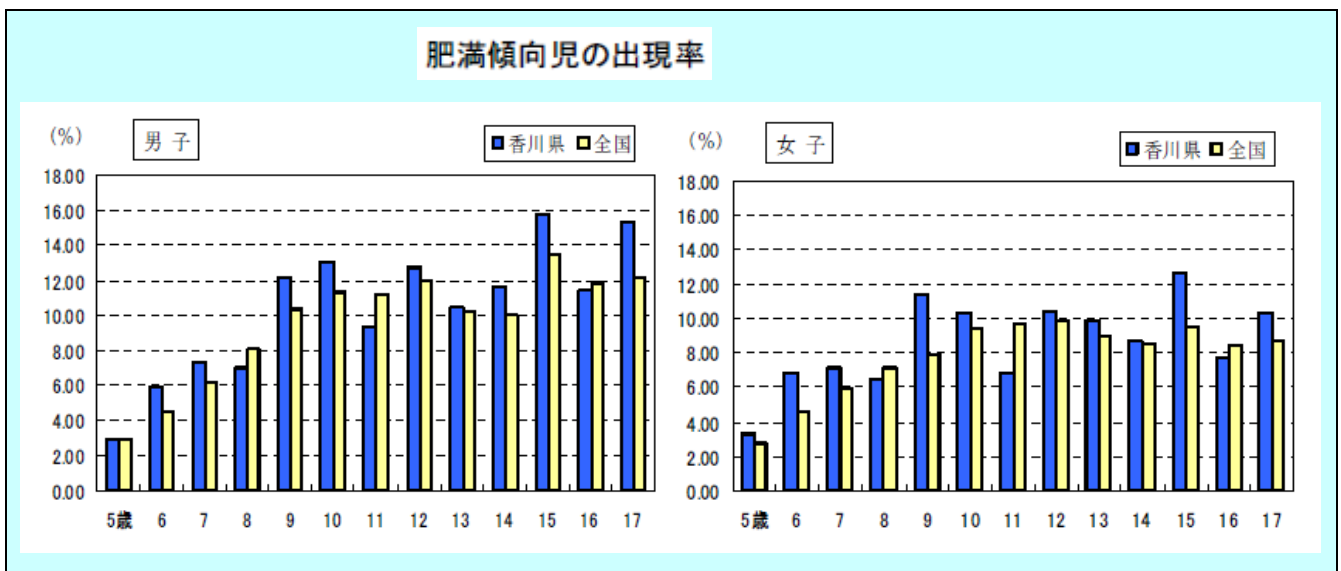


(3) 健康

○ 男性では、約3割が肥満（BMI：25以上）で、その割合は増加傾向となっています。



○ 小・中学生の肥満傾向児の出現率が全国平均を上回る傾向にあります。



- メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）が強く疑われる者と予備群と考えられる者を合わせた割合は、男女とも40歳以上で高く、40～49歳でみると、男性の10人に6人、女性の5人に1人が該当します。

